

## 第8回議会改革特別委員会

日時：令和5年2月22日（水）午前9時55分～

場所：市役所3階 委員会室

議会運営委員会の開催時間の変更により関係する議会申し合わせ事項の一部改訂について協議を行った。

### 【協議結果】

- ① 議会運営委員会開催時間を午後から午前に変更したことに伴い、一般質問の通告、総括質疑の通告、意見書及び決議案の提出、文言の修正、請願・陳情取扱要綱の審議する時期について決定した。

### 「議会申し合わせ事項変更内容」

- ・ 一般質問の通告締め切りは、議会運営委員会開催日の前日午後4時までとする。
- ・ 総括質疑の通告は、一般質問が行われる前日午後4時までとする。
- ・ 意見書及び決議等（案）の提出は、原則的に議会運営委員会開催日の前日午後4時までとする。

### 「請願・陳情取扱要綱変更内容」

- ・ 請願の取扱いは、原則的に各定例会の会期日程を諮る議会運営委員会開催日の前日午後4時までに提出のあったものについては、その会期中に審議し、その後に提出されたものは次回定例会で審議する。

### 【今後の検討事項】

タブレット端末導入について、運用規定等を策定し、今後、協議・検討していくこととした。